

報告第1号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月4日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第1号	令和6年1月15日	訴えを提起すること。	別紙のとおり

専決第1号

訴えを提起することの専決処分について

学校給食費未払金の徴収に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月15日

加東市長 岩 根 正

学校給食費未払金の徴収に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる 訴えの提起について

次のとおり、学校給食費未払金の徴収に係る債務者に対して行った支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起を行った。

1 支払督促の概要

学校給食費の未払金

- (1) 未払期間 平成31年4月分から令和4年12月分まで
- (2) 請求金額 231,330円

2 相手方（債務者）

3 支払督促の申立てを行った日 令和5年12月26日

4 相手方が督促異議の申立てを行った日 令和6年1月12日

5 民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなす日
令和5年12月26日